

# 契 約 書

訪問介護  
介護予防・日常生活支援総合

 **たじま医療生活協同組合**

ヘルパーステーション えがお

様 (以下「利用者」といいます) とたじま医療生活協同組合ヘルパーステーション「えがお」(以下「事業所」といいます) は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について以下のように契約します。

## 契約の目的

### 第1条

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、ご利用者は、当事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 訪問介護計画等

### 第2条

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望をふまえて、「居宅サービス計画」にそって「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。
2. 事業者はサービス従業者を利用者の家に派遣し、介護計画に沿って「介護計画書」に定めた内容の訪問介護を実施します。
3. 訪問介護計画が利用者との合意で変更され、事業者提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「介護計画書」を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

## 訪問介護サービスの記録等

### 第3条

1. 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録表に記入し、サービスの終了事に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
2. 事業所は、サービスの提供記録をつける事とし、この契約の終了後 5 年間保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所にて、当該利用者に関する第3条2項のサービス実施記録を閲覧できます。
4. 利用者は、当該利用者に関する第3条2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

## 利用料金及びその滞納

### 第4条

1. 訪問介護サービスに対する利用料金は、訪問介護サービス提供開始にあたり事前説明した重要事項説明書のサービス利用料の通りとします。  
なお、利用料金は、関係法令に元づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料金を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 前項の催告をした時は、事業者は、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者

と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、訪問介護サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整をおこなうよう要請するものとします。

4. 事業者は、前項に定める調整の努力をおこない、かつ本条第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

## 利用者の解約権

### 第5条

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この計画を解除することができます。

## 事業者の解除権

### 第6条

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難になった場合は、その理由を記載した文章により、この契約を解除することができます。この場合居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

## 契約の満了

### 第7条

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了したものとします。

- (1) 第4条の事業者から解除の意思表示がなされたとき
- (2) 第5条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (3) 第6条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (4) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
  - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
  - ② 利用者について介護認定が受けられなかったとき
  - ③ 利用者が死亡したとき

## プライバシーの保護

### 第8条

事業者は、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第3者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第3者に漏らすことはありません。

ただし、当事業所が知り得た情報に関して、主治医との連携・サービスの利用調整・サービス担当者会議の開催等の際に、あらかじめ利用者の同意を得てその情報を主治医・連携機関に提供する場合があります。

## 損害賠償

### 第9条

事業者は、訪問介護サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を補償します。ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、その限りではありません。

## 苦情対応

### 第10条

1. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・

市町村又は国民健康保険連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができ  
ます。

2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情  
の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等をおこなったことを理由として何らかの不利  
益な取り扱いをすることはありません。

## 契約外条項等

### 第 11 条

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護  
保険法その他の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象にしたもので、それ以外  
のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

重要事項説明を受けた後、前記の通り訪問介護サービスの契約を締結します。尚、契約が  
成立したことを証するために本契約書 2 通を作成し、記名押印の上、各自その 1 通を保有す  
る事とします。

契約日 年 月 日

利 用 者

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印

利用者の代理人

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印

(注) 代理人には、利用者とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立  
場に立って、事業者との連絡調整等をおこなえる方を記載してください。

事 業 者

所在地 : 〒 6 6 8 - 0 8 5 2

豊岡市江本 3 9 6 番地 1 - サンシティー 1 0 2

名 称 : たじま医療生活協同組合

ヘルパーステーションえがお \_\_\_\_\_ 印

管理者 \_\_\_\_\_ 八木田 美佐子 \_\_\_\_\_ 印